# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	令和6年度電気料等高騰支援特別給付金の支給に関す る事務 基礎項目評価書

# 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩内町は、令和6年度電気料等高騰支援特別給付金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

# 評価実施機関名

北海道岩内町長

# 公表日

令和7年11月14日

[令和7年5月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	令和6年度電気料等高騰支援特別給付金の支給に関する事務				
	令和6年度電気料等高騰支援特別給付金の支給業務を行うにあたり、次の事務について特定個人情報 を取り扱う。				
②事務の概要	〇令和6年度電気料等高騰支援特別給付金事業 基準日(令和6年10月1日)において、岩内町に住民登録されている全世帯に対して給付金を支給する。				
	○事務の内容 ・支給対象者の抽出、支給対象者に対する支給口座確認書の送付、支給・不支給の判定、支給決定者 への通知・給付金支払い、官公署等に対する必要な資料の提供等の求め				
③システムの名称	電気料等高騰支援特別給付金管理システム				

### 2. 特定個人情報ファイル名

令和6年度電気料等高騰支援特別給付金支給関連ファイル

### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法)第9条第 1項、別表 第135項

・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第10条

### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[	実施しない	]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠				

### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部総務課総務係
②所属長の役職名	総務部総務課長

### 6. 他の評価実施機関

### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

〒045-8555

北海道岩内郡岩内町字高台134番地1

岩内町総務部総務課庁舎・情報管理係 0135-62-1011

### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 北海道岩内郡岩内町字高台134番地1 岩内町総務部総務課庁舎・情報管理係 0135-62-1011

### 9. 規則第9条第2項の適用

[ O ]適用した

適用した理由

当該給付金は、経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるものであり、可能な限り 迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、特定個人情報保護評価に関する規則第9条 第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされているため。

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	16年10月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	16年10月1日 時点			
3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

# 基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

# 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 <選択肢> (選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(	情報提供は	ベットワークシス	テムを通じた入	、手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	Γ	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託		0 ]	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や帽	骨報提供ネットワー	ークシステムを通	じた提供を除く。) [	]提供・移転しない
				<選択肢> 1) 特に力を入れている	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分である 3) 課題が残されている	
	L		]	2) 十分である 3) 課題が残されている	]接続しない(提供)
リスクへの対策は十分か	L			2) 十分である 3) 課題が残されている	]接続しない(提供)
リスクへの対策は十分か  6. 情報提供ネットワークシ 目的外の入手が行われるリ	、ステムとの [	)接続	[	2) 十分である 3) 課題が残されている <b>]接続しない(入手)</b> 【  <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である	]接続しない(提供)
リスクへの対策は十分か  6. 情報提供ネットワークシ 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  不正な提供が行われるリスク	「 「 「	)接続 十分である	]	2) 十分である 3) 課題が残されている <b>]接続しない(入手)</b> 【  <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 2) 十分である	]接続しない(提供)
リスクへの対策は十分か  6. 情報提供ネットワークシ 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	「 「 「	)接続 十分である	]	2) 十分である 3) 課題が残されている <b>]接続しない(入手)</b> 【  <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 2) 十分である	]接続しない(提供)
リスクへの対策は十分か  6. 情報提供ネットワークシ 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  7. 特定個人情報の保管・対 特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスクへの対策は十	・ステムとの [ [ 消去	P接続         +分である         +分である	]	2) 十分である 3) 課題が残されている    接続しない(入手) [   <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている   <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 2) 十分である 3) 課題が残されている   <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスクへの対策は十分か  6. 情報提供ネットワークシ 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  7. 特定個人情報の保管・対 特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスクへの対策は十分か	・ステムとの [ [ 消去	P接続         +分である         +分である	]	2) 十分である 3) 課題が残されている    接続しない(入手) [   <選択肢>	

9. 監査						
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査					
10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					
11. 最も優先度が高いと考	11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  〈選択肢〉 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	岩内町側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるようアクセス制限を設定し、また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけるなどの対策を講じている。					